

Title	シウリー公の尚農的政策
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.1 (1920. 1) ,p.129- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200101-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

なるのである。貯蓄などの場合には事件の発生が確定し居る時と雖も、豫想外に早き場合、或ひは豫想外に巨額なりし場合には、不十分なるの缺點を免れず、又、豫想外に後れて発生したる場合、或ひは豫想外に少額なりし場合には、不経済なる残余財産の死蔵となるの缺點をも免れない。然らば既に述べたるが如く共同的に財産準備を行ふ場合には、適應したる準備財産を得ることは出来るが、それは又同時に不経済ならざるを得るか云ふに、必ずしも然りとは云ふを得ない。否、組合員間に事件の発生する割合を、正確に測定することの出来ないこの制度に於ては、却つて不経済にして、負擔は決して僅少であるとは云ふを得ないのが常である。茲に於てか、斯かる缺點を全然脱却せむがために、保険なる制度の必要を見るに至つたのである。

六

のは、各種の善後策中にありて最も適當にして、且つ経済的なるものであるといふことを得るものである。然し乍ら、茲に注意すべきは、吾人は決して経済生活の不安定に對する各種の方策なる豫防、鎮壓、及び貯蓄等が不必要なりと結論するものではない。保険には自らその可能なる範圍があるから、保険のみによりて、吾人の経済生活は安定なりと思惟するが如きことあらば、それは大なる謬見なりとするに躊躇しない。

註一、Seligman: Principles of Economics

註二、高橋教授「テロ・ホム・ノ・メー」三田評論 (大正四年二月號) 所載

註三、小島學士「保險と經濟」

註四、A.H. Willt: The Theory of Risk (Yale Readings in Insurance Vol. I 所載) 及び Walford: Insurance

Cyclopedia

註五、股樂瑞維氏「日本生命保險業史」及び栗津博士「保

險學綱要」參照

註六、股樂氏及栗津博士 前掲著書及び池田龍藏氏「無盡

の學說と實際」參照

然らば保險とは、如何なる組織より成るものであるか。保險の意義及び本質に關しては、論者の説く所、今尙ほ種々岐たれて、歸一するところを知らぬ有様(註一〇)であるが保險に於ては、組合員の負擔を僅少ならしむるために、先づ組合員間に於ける特定事件の発生する割合を知らねばならぬ。之れがためには、統計學上所謂大數法、又は大數の法則(註一一)即ち觀察の數を加ふるにつれて、或特定事件の発生する割合は、其プロバビリテイに近づくものであるといふ所に従つて、發生の割合を豫測することが必要となるのである。かくの如くして、組合員が特定の事件に遭遇する割合を測定し之を基礎として、各自の豫想する必要金額に對する釐出金額を決定すれば、最も経済的なるを得べく、前述の制度に見るが如き、缺點は免るゝことが出来るのである。之を要するに、保險制度なるも

註七、A. F. Jack: An Introduction to the History of Life Assurance 參照

註八、影近清毅氏「官營事業に於ける現業員の共濟制度」生命保險會社協會々報(第七卷第三、四號)所載參照

註九、栗津博士 前掲著書

註一〇、小島學士 前掲著書參照

註一一、小島學士 前掲著書及び高田學士「大數法論」參照

本稿の起草に方り小島學士「保險と經濟」には始めより終り迄種々垂教指導の恩恵を蒙ることが頗る多い。特に學士に深大なる謝意を表す。

(大正九年十二月十五日稿)

シイウリー公の尙農的政策

政策

高橋誠一郎

第十八世紀に至り、極端なるマーカンチリズムに對する反動として發生し來りたる、更らに

合理的にして、更らに自由なる新思想が、誇張せられたるマーカンチリズムにして政治的野心の用具に供用せられ、殊に重大なる害悪を醸生しつゝありし佛國に於て其熾烈を極むるに至りたる時、之が代表的政治家として一般に認められつゝありし Colbert の遺策が次第に一部人士の心胸に不快なる感情を齎すと共に、新たなる崇敬を以て彼等の間に蘇れる老政治家は實に Duc de Sully なりしなり。

其統計的述作たる *Le Detail de la France sous le règne présent.* 及び *Le Factum de la France.* に於て陰慘たる色彩を以て路易十四世の治世に於ける最も不幸なる時期たりし最後の三十年間に於ける實際經濟上の暗黒面を描寫し其理論的述作たる *Traité de la nature et du commerce des grains,* *Dissertations sur la nature des richesses de l'argent et des tributs* 及び *Essai*

去れるに拘らず、土地財産のみ獨り其狂嵐裡に於て枯死することなかりし事實を認めざるを得ざりき。斯くて彼等は應て又た「百年の昔に遡りて「耕圃と牧場とは國家の乳房たり」と稱したる Sully の箴言を想起すると共に、之に對して新たなる眞理を發見し得たるの感を抱けり。斯くて Francois Quesnay は其 *Tableau Oeconomique* に附して *Extrait de Oeconomies Royales de M. de Sully.* と題する總計二十三個の格言より成る四頁を以てせり。蓋し是、彼が曩に Diderot の *Encyclopédie* に寄せたる *Les Grains* 中に掲げたる經濟行政の十四法則に補筆し修正せるものにして、Sully の *Oeconomies royales* の拔萃に假託せるに過ぎずと雖も、又た以て彼及び其學徒が此老政治家に對する追慕の情深かりしを知る可し。

而も吾人をして見せしめば、宛も Boisguillebert

sur la rareté de l'argent. に於てマーカンチリズムに對する熱烈なる反對論者たるを示せる Pierre le Pesant de Boisguillebert は國富が金銀より成るものに非ずして、多種多様な人間の欲望を満足せしむ可き必要及び有用なる物件、就中、先づ農業の所産より成るの事實を幾度か主張し、農地保護論者の地步に立脚して、Colbert が農業を度外視し、穀物貿易を拘束せるを非難し、地主階級の利益の爲めに辯じ、穀價騰貴、地價増進の爲めに主張し、Henri 四世及び Duc de Sully に説き及び、「純粹なる佛國人たる Sully」を掲げて「伊太利亞化せる Colbert」の遙かに上位に置かんとせり。

殊にかの John Law の畫策に由りて、夥しき財富が急速に現じて、復た倏忽として去れるを睹たる時、佛國人民は此畫策の熱鬧せる囂圍氣の下に生産せられたる總ての價值が悉く消滅し其人が決して純然たる自由貿易論者に非ざると等しく、マーカンチリズムの目的とする所が果して中央集權的國家に依る國民的強大及び獨立に在りとせば、Sully 其人は仍ほマーカンチリズムの時代の産める一個の代表的政治家にして唯だ其尙農論が他のマーカンチリストと特異の色彩を帶びしめたるのみ。而もマーカンチリズムの時代は殊に工業及び對外商業に對し一種の偏重を見たりと雖も、亦た必ずしも農業保護の政策を棄て、顧みざりし時代に非ざるなり(三田學會雜誌第十三卷第十號所載拙稿「マーカンチリズム概論」參照)。

Duc de Sully(Maximilien de Béthune)によりて遂行せられたる外貨排斥の政策は一部は王室の財寶を集積するの目的より出でたるも、主として彼が農業に對する特種の憧憬と外國産奢侈品の誘入を以て國民性に取り有害なるものとして之

を憎悪せる理論上の偏見に發したるものなり。

彼は *Economies Royales* の題下に自「*Memories*」を著せり。此書の初版は二卷より成り、一千六百三十四年を以て出版せられ、次で其第三、四卷は六十二年に至りて上梓せられたり。本書の文體は頗る奇異なるものにして著者は終始第二人稱を以て表され、説話は總て彼自身に對して爲されり。傳へ曰ふ、彼は自ら其秘書に命じて斯くの如き文體を以て其生涯を記述せしめたるものなりと。其最も完全なる版本は Michaud 及び Poujoulat の *Collection des Mémoires relatifs à l'Histoire de France* の第十六、七卷に於て之を見る可し。Abbe de l'Écluse 版(1745)は之を普通の説話體に改め且つ現代語化せり。Guillaume 版 *Petit Bibliothèque Economique française et étrangère*。亦た Chailley-Bert の序文と共に其抄本を收めたり(第六卷)。

る兵士は常に強健なる勞働者及び剛壯なる職人の家族より徴せらるゝ所なるに、彼等に代ふるに子女も尙行ひ得可き一種の仕事のみに熟通せる者を以てする時は、彼等は遂に軍事生活上の任務に不適當と爲るに至る可きを信じ、佛蘭西の地理的位置及び政治的狀態は之を保存し維持するを必要ならしむるものなりと主張せり。即ち絹織物の生産は有ゆる點に於て國家に取りて眞の支柱たる地方の人民を衰弱せしむると同時に、都市の人民によりて奢侈及び有ゆる其附屬物、即ち肉慾、柔弱及び懶惰を誘入するに至る可し。是等のものは有する所乏しく、自乏しきを以て自ら足るを知れる者に取りては意識すること能はざるものなり。吾人は既に國內に於て黄金及び深紅の袍衣に女性の軟弱を悉く蔽ひつゝある無用なる市民の多數を有すること十分なるに非ざやと(前掲 *Memoires de Sully*)。

Touti Quatre が一千五百八十九年同三世の弒害に由りて佛王の位に即くや、先づ其財政の極端なる紊亂を發見せざるを得ざりき、國家は實に破産の淵に臨みつゝありしなり。而も彼は終に *Sully* に於て之を釐革す可き偉大なる補弼の臣を得たり。彼は富の源泉は商業、植民及び貨幣に存せずして土地の産出物なることを主張し嘗つて國王に對ひて「農耕と牧畜とは佛蘭西の兩乳房なり。Labourage et pasturage sont les deux mamelles de la France。而して又秘魯の眞の鑛坑にして、且つ財寶の蓄藏なり」と稱せり。彼は又た國王が桑樹の栽培を奨励せるに反對して、常に之と相争へるも、終に其目的を達すること能はざりき。國王は彼自身の富は其臣民の富に依頼し、而して各個の職業に取りて其源泉を増加するは即ち國富の源泉を増加する所以なるを確信せり。*Sully* は之に反し、最も優良な

有らゆる外國物産の消費は佛國に對して行はれたる偷竊其徳性に向ひて加へられたる攻撃にして有ゆる貨幣の輸出は強硬なる手段を以て抑制するの要ある禍患として彼の眼に映じたり。彼に勝りて峻酷なる態度を以て密賣者、殊に金銀を輸出せる者に臨みたる者あるとなし。彼は管に差押へたる正金の沒收のみに止らず、犯人の全財産を押收することと爲せり、而して國王は此種の罪惡に對し何等の宥恕を與ふることなかる可きを誓つて宣明せり。外國貨幣は此時に至る迄で自國貨幣と何等の差別なく國內に流通せしが、人民は今や其使用一般に普及せる爲め、急速に之を禁止すること能はざりし西班牙貨幣を除き、其孰れをも使用するを禁せられたり。然れども人民は指定の正金を造幣局に輸納して、巨大なる造幣料を支拂ふよりも、寧ろ之を貯藏するを選みたるを以て這般の禁止は交易に取り

致命的の打撃にして、資本の流通を拘束せり。
Sully は總て公私の費用に對する強制的節減を行ふを目的とし、而して缺乏に由りて富と繁榮とを齎す可き奢侈禁止法を以て這般の制度を勵行するを得可しと思惟したり。即ち彼は前掲書中に於て曰く我隣邦の貨物を使用せざるは其貨幣を使用せざるよりも更らに一層必要なりと。

Sully は佛蘭西をして Marseilles 及び Lyons の如き重要都市が會つて非常なる繁榮を遂げ得たる Levant より歐洲北部に至る通過貿易の大部分を喪失せしむるに委して平然たりき。即ち Rhone 河をして事實上通行し得ざるものたらしめたる Vienne の税關に對する Lyons 市より選任せられたる Dauphiné 所領に對する使節の言説(Forbonnais, Recherches et considérations sur les finances de France depuis 1595 jusqu'en 1721 1720. 參照)及び其他類似の愁訴は遍く全國を通じて Seine 及び Loire の兩河を連結するが爲めに企圖せられたるものなり。Forbonnais の言へるが如く、彼は農業上の所産の運輸及び消費を便ならしむるが爲に必要な施設を確立するに非ざれば、貨幣は國家の内部に流入すること能はざるを知悉せり。而して同一の目的を以て彼は大河上に公通行船の航路を開き、又孔道には旅客の爲に驛馬の事務を編制せり。

彼が農業政策を解釋するは頗る容易なり。彼は右手を以て生産に對する古代の障害を排除すると共に、左手を以て收益に對する新販路を開くに在りしなり。彼は農業家をして其生産の行使を妨害せる專斷煩瑣なる直接税の苛重なる負擔より免れしむると共に、彼等の爲めに新市場に對する進路を獲得せるなり。彼は十五ヶ年間に土地の耕作者に對する直接税(La taille)の五百萬リッブルを廢止し、國內の交易に對して課せ

じて起りつゝありしに拘らず、彼が苟も外國貿易に關聯せる有ゆるものに對する生得の嫌惡は終に彼をして之に其耳を傾くることなからしめたり。Sully は又た親方認許證の販賣を開始し、是に由りて有名無實の親方をして徒弟奉公及び親方試験より免れしめ、而して特權を以て圍繞せられつゝあるものに更に特權を賦與して Louis 聖王が時代と情勢との相違にも拘らず尙ほ行ふことを敢てせざりし所のものを行へるなり。

而も他方に於て、事苟も農業上の利益に關する場合には、彼は或は既存の通路を改し、或は新たるものを開設するに由りて銳意、收穫の廻送を容易ならしむるに努めたり。佛國に於ける最初の人工水路たる Briare 運河は縱令ひ一千七百四十年 Louis 十五世の治世に至る迄で其完成を見ざりしと雖も、彼によりて如上の目的を以

られたる税額を半減せるに拘らず、歳入は四百萬を増加せり。同時に又一億の公債を償却し、前王によりて讓渡せられたる三千五百萬の價值を有する王領地を買戻し、而して四千百萬リッブル餘を國庫に蓄積せり。當時に於て正金の流入が頗る大ならざるを得ざりし一事は Sully が利率を一割及び八分より六分に低減するを得たるに徴して推知するを得可し。即ち佛國は自由に其穀物酒類を西班牙に向つて販賣するを得たりしが故に、同國の金貨は却つて其本國よりも佛國に於て之を見ること大なりしなり。

彼が財政上に於ける主たる原則は收入の一定部分を支出の各部に割當て之を他の用途に轉用するを許すことなきにあり。彼は歳入徴收者に對して抑制を加へたり、彼等は納税者に對して要求せられたる一億五千萬法中、僅に三千萬が國庫に收受せらるゝを得るに過ぎざりし迄に大

賸に國家の利益を掠奪しつゝありしものなり。收稅者は如何なる口實を以てするも滯納殘金に對し農民の家畜及び農具を押收することを禁せられ行軍中なると其陣營に到着せる後たるを問はず、農夫を苦めたる兵士に對し最も峻刻なる刑罰を科せり。彼は又敢然自己の私的利益の爲に又自己の權威のみに依りて貢賦を徵收するの程度に迄で放恣を極めたる縣令の貪慾を制壓するに努めたり。斯くの如き不當の手段に據りて六萬クラウンの所得を收得せる Eppon 公は「兵士の如く頑強に財政上に於ける其施設を擁護せる Sully に對抗せんと企てたり。彼は機敏なる廷臣が國王より取得せる表面輕微なるに似て、事實國家を毒すること多大なりし各種の利益を禁止するに努めたり。即ち Soissons 公の如きは王國より輸出せらるゝ貨物の各梱に對し十五スーの課稅を徵するを得るの敕許を享有しつ

ゝありしなり。Henri 四世は僅かに數千クラウンの贈與を行へりと思惟したり、而も廷臣等は是よりして三十萬法の收入を抽出するを得たりしなり。Sully は是等の僭取せられたる收入を國庫に復歸せしめたり。彼は又鹽の煩瑣なる課稅 gabelle に代へて、之を國家の獨占業に移さんとしたるも、Henri の暗殺に由りて其實現を阻止せられたり。

Sully が這般の政策を探るに當り、彼を支配したる思想は國家の所要を補給し、而して常に巨額の貨幣を準備せんとするに在りしなり。彼は如何なる反對と雖も此困難なる任務を遂行するに當り、之が妨害たるの危険有る場合には許す可らざるものと觀たり。斯くて彼は頑強なる議會に答へて曰く「國王は國務上得策と見る可きものを不正と思料すること能はず」と、而して彼は多額の貨幣を收受するの目的を以て Basille

に許多の害を建造し、茲に千四百萬の正金を貯藏するに至らしめ、是に由りて彼は其流通を奪へるも而も火藥庫が國家の防備に必要なが如く、そは國家の安固に取りて缺く可らざるものなりと思惟したるなり。彼は財政上の不安を以て其全生涯を支配せられたり、而して彼は是が爲めに一再ならず彼に取りて貴重なりし原則を犠牲たらしめたり、而も彼の錯誤は彼の判斷よりも寧ろ其時代のそれなりしなり。彼は其 Memories に於て、豊富は終に再現するの緒に着けり、而して財務上に於ける有ゆる其僭主、貴族及び民兵より救はれたる農民は安全に彼等の耕圃に播種し、彼等の禾穀を收穫せりと稱して自己の施設を是認するを得たりしなり。彼は自ら、彼が日々其國家の利益を擁護するが爲めに幾許かの戦闘を行はざるを得ざりしことを記せり。彼曰く「國王は恰も其發布す可き二十の勅令を承

認せり、而して余が人民の爲に彼と共に一の計畫を爲さんとしつゝありし時、余は Verneuil 侯爵夫人に會せり、彼女は余の握れる文書の何たるやを問へり。彼女は余に曰へり「卿は是を以て何事を爲しつゝありと思惟し賜ふや」。夫人よ余は國王に諫諍しつゝありと思惟す」。而して請ふ、卿は國王が其親戚縁者及び嬖妾たる者に對するの外、何人に對して何事をか爲す可しと想像し賜ふや。余答ふらく「夫人よ、若し陛下にして其財囊より貨幣を引出すとせば、貴女の謂ふ所は悉く善なる可し、而も之を商人、工匠、農夫及び牧人より徵收するに於ては然らざるの觀あるなり。彼等は國王及び吾人の全部を支持する所のものなり、彼等に取りてはさばかり多數なる親戚及び妃妾と扶持するの必要な一人の主人を有するを以て足るなり」と。

Sully は國王が彼より徵したる上申書にして、

彼が其 Memoires に轉載せるもの、内は、自ら其經濟上の意見を總括せり。彼曰く「余の意見が自己の意見と一致するや否やを知らんが爲に、國王は余が有力なる王國を顛覆し、若しくは單に其光輝を消すの力ありと思惟する總てのものに關する覺書を彼に致す可きを余に求めたり、余は從來定規として余に役立ち來りたる原則の要略として爰に之を示す。王國に取りて廢潰又は疲弊の原因たるものは不條理なる保護金、獨占、殊に穀物に於けるもの、商業、交通、耕作、技術及び工業の輕視、公衙の夥多、是等官衙の濫費、之に當る者の過大なる權威、裁判事務の多費、遲延及び不公平、懶惰、奢侈及之と關聯せる總ての事物、道德の腐敗及び墮落、階級の混亂、貨幣の改變、不正且つ不謹慎なる戰爭、君主の專制、特殊の人々に對する其盲目的愛著、特殊の階級及び特殊の職業に對する其偏愛、大臣及

び偏寵を受けつゝある人民の貪婪、上流人士の墮落、有識人士の蔑視及び閑却、有害なる常習の默許及び善法の侵犯、並に煩惱なる勅令及び無用なる規定の許多なることなり」と。SEYは其長き施政の全部を通じて、常に克く是等の原則と矛盾なきを得ざりき。然れども彼が先入の意見は彼の矛盾を説明するものなり。即ち彼は製造業の發達を以て其奢侈に對する恐怖及び日々の財政的急迫に備ふるの必要と兩立せしむること能はざりしなり。吾人は彼の全生涯を通じて是等二個の感情は最も嚴烈にして且つ最も發動的のものなりしを觀るなり。

(一九一九年十二月)

(附記) 本篇を草するが爲めには四五の書典を参照せるも殊に多くフランキー及びツッアイスに據れり。

新刊紹介

戦時金融上の諸問題

Hartley Withers—War Time Financial Problems.
pp. X. 306. London: John Murray.

ウホザース氏の近著「戦時金融上の諸問題」は前後二十章より成り、最後の一章はタイムス商業附録より摘録し、他の十九章は總て千九百十七年九月より千九百十九年三月に至る「スパーリングス、ジョーナル」に掲載したる論文を蒐集したるものなりと云ふ。然も各章の間には相當の聯絡あり、戦時英國に起れる金融銀行通貨等に關する重要問題を批判し、時に議論の一般財政問題に及べるものあり。今本書を一瞥するに、ウホザース氏が現時英國に於て主張せられつゝある所謂戦後改造の新説に對して、多く反對の

意見を表明したるは、一奇とす可し。例へば資本徵課金問題に對しては「人員徵發は戦時に於て社會の總ての階級に行はれ、富を所有する階級には却て重く行はれたるを以て、富と生命との徵發を併せ行ふは財産所有者に二重の負擔を及ぼすものなり」と非難し、ホールデン氏の英蘭銀行改革案に對しては「此計畫は信用の無限の製造に依て、新なる通貨膨脹の門戸を開く點に於て、反對を生ず可し」と云ひ、カンリツフ委員會の報告に對しては、「英蘭銀行と他の諸銀行殊に合併に依て、地位に鞏固を加へ容易に中央の統制を許さざる諸銀行との間に於ける協同的動作を維持する方法を言明せざるの迂」を笑ひ、「ナショナル、ギルツ」の問題に對しては、第十四章の全編を通じ、コール、ベツチホーハー氏等の所説を引抄して、其要點を紹介すると共に、ギルツの下に於て、勞働者が今日資本主義 下に